

資料提供(投げ込み) 令和2年2月13日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3107)	人事課長 田中 啓介

市議会議員に係る議員報酬の額並びに
市長及び副市長の給料の額に係る
津市特別職報酬等審議会からの答申について

令和2年1月9日付け津市人第1354号で津市特別職報酬等審議会に対し意見を求めた市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、令和2年2月12日に同審議会より下記のとおり答申がありました。

記

1 答申の概要

市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、現行の額に据え置くことが妥当であると認めます。

現行の額

議長	月額	67万円
副議長	月額	61万円
議員	月額	55万円
市長	月額	113万円
副市長	月額	87万円

2 答申書

別紙のとおり

写

別紙

特報審答申第1号

令和2年2月12日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市特別職報酬等審議
会長 岡 島 賢 治



市議会議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額
について（答申）

令和2年1月9日付け津市人第1354号で当審議会に対し意見を求められ
た市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の
給料の額について、下記のとおり答申します。

記

市議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の額並びに市長及び副市長の
給料の額については、現行の額（議長 月額67万円、副議長 月額61万
円、議員 月額55万円、市長 月額113万円、副市長 月額87万円）に
据え置くことが妥当であると認めます。

